

第1章

市民協働

きずなを強める ～ 人の力が活かされる ひた ～

施 策

- (1) 市民協働のまちづくり
- (2) 市民サービスの充実・向上
- (3) 政策を実行・実現する行財政運営

きずなを強める ～ 人の力が活かされる ひた ～

市民協働

1 - (1)

(1) 市民協働のまちづくり

- ① まちづくり活動の促進
- ② 市民が参画しやすい環境の整備
- ③ 広報・広聴活動の強化
- ④ 移住・定住への支援



現 状 と 課 題

- ・少子高齢化や過疎化が進み、近所付き合いが希薄化する地域や集落活動の存続が困難な地域が生じています。住民が支え合う活気のあるまちであり続けるためには、地域コミュニティ^{*1}の核となる自治会等への支援を行う必要があります。
- ・市内にはまちづくり活動に取り組む団体が多数ありますが、情報の共有や相互の連携が不足していることにより、活動が広がらない団体もあります。このため、団体間の情報の共有や連携を深めるための仕組みづくりが必要です。
- ・これからのまちづくりを進めるためには、市民と市民、市民と行政による協働^{*2}が不可欠です。しかし、関心はあるものの、行動するきっかけを掴めずに活動に至らない市民もいるため、誰もがまちづくりに参加しやすい環境をつくる必要があります。
- ・人の力を活かすまちづくりを実現するためには、年齢・性別に関わらず誰もがまちづくりに参画^{*3}できるよう、お互いの理解を深め、地域で活躍できる人材を育成することが大切です。
- ・若者の豊かな想像力や行動力をまちづくりに活かし、活躍できる社会の実現が求められています。そのため、将来の日田市を担う若者の意見を政策に反映させる仕組みづくりが必要となっています。
- ・協働のまちづくりを進めるためには、市民の行政に対する関心を高めることが大切です。そのため、市の情報を様々な方法で分かりやすく発信することが求められています。一方、多様化・複雑化する地域課題やニーズを解決していくために、まちづくりに市民の声を様々な手段で積極的に取り入れ、効果的に反映させることが必要です。
- ・活気あふれるまちであるためには、定住人口の確保と積極的に移住者を受け入れる取組が必要です。そのためには、日田市への移住を考えている人に対して、魅力ある生活「ひた暮らし」や移住に関する支援の情報等を発信する必要があります。
- ・日田市における未婚率は年々上昇しています。急激な人口減少と少子高齢化に歯止めをかけ活気のあるまちであり続けるためにも、結婚を希望する人に対する支援が必要となっています。



女性人材育成事業

*1 地域コミュニティ

一定の地域に居住する人々のつながりや活動。

*2 協働

様々な主体が対等の立場で連携し、それぞれの特性を発揮して共通の課題や目標に向けて協力して取り組むこと。

*3 参画

事業や計画に企画段階から関わっていくこと。



地域おこし協力隊の活動



まちづくり活動実績報告会

*4 自治基本条例

地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかなど、自治体運営の基本ルールを定めた条例。

*5 SNS

Social Networking Serviceの略。インターネット上で人と人とのつながりを促進するコミュニティ型のWebサイト及びネットサービス。

*6 シティセールス

都市の魅力や個性を発掘・育成し、発信することにより、都市のイメージやブランド力を向上する取組。

*7 UIターン

出身地に戻って生活すること(UIターン)や出身地以外の場所に移住して生活すること(Iターン)。

*8 NPO

Non Profit Organizationの略。特定非営利活動法人や営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。

*9 新しい公共

NPOなどが公共的なサービスの担い手として活動し、「支え合いと活力がある社会」をつくる考え方。

基本方針

- ・市民と市議会、市がそれぞれの責任や役割を認識して、互いに協力することを基本に、自治基本条例^{*4}に基づく市民を主体としたまちづくりを推進します。
- ・地域のコミュニティ機能を維持・向上させるため、自治会やまちづくり団体等の活動を支援し、住民自らの手による自治や支え合う体制づくりを進めます。
- ・まちづくり活動に取り組む団体や個人の連携を深めるため、情報の収集と発信に努めるとともに人材の育成に努めます。
- ・男女共同参画の意識を高めるための啓発活動を推進するとともに、地域や社会で活躍できる女性の人材育成に取り組みます。
- ・若者がまちづくりに携わり活躍できる社会の実現に向けて、若者の意見を市政に反映させる仕組みづくりを推進します。
- ・広報紙やホームページ、SNS^{*5}など様々な情報発信手段を活用して、市の現状や市政に関する情報を素早く発信するとともに、日田市の魅力を伝えるシティセールス^{*6}を推進します。また、市民の意見を市政に反映させるための広聴活動を進めます。
- ・日田の魅力や移住に対する支援策などの情報を積極的に発信するとともに、相談窓口の一元化やきめ細かな情報提供により、UIターン^{*7}の促進に努めます。
- ・過疎化への対応と活気のあるまちを守るため、結婚を望む若者を支援する取組を推進します。

主要施策と主な取組

① まちづくり活動の促進

- ・人口減少社会に対応するための公民が連携する自治体運営の推進
- ・自治会やNPO^{*8}などの団体に取り組むまちづくり活動への支援
- ・市民が参加しやすいまちづくり環境の整備
- ・新しい公共^{*9}による自治の実現に向けた仕組みの確立
- ・NPO活動の連携を進める中間支援組織の育成

② 市民が参画しやすい環境の整備

- ・委員会や審議会、各種団体への女性の参画の推進
- ・各種会議への積極的な登用など若者の意見を市政に反映させる仕組みの確立

③ 広報・広聴活動の強化

- ・広く市民に市政情報を発信する広報活動の充実
- ・日田市の魅力を伝えるシティセールスの推進
- ・広く市民の意見を聴き市政に反映させる広聴制度の充実

④ 移住・定住への支援

- ・都市圏の住民に向けた「ひた」の魅力発信
- ・移住希望者がより地域を知るための滞在体験等の推進
- ・移住促進施策の見直しと移住を積極的に受け入れる集落等の支援
- ・結婚を望む若者に向けた支援制度の創設

関連する主な計画

- ・日田市男女共同参画基本計画
- ・日田市女性活躍推進計画
- ・日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・日田市定住自立圏共生ビジョン
- ・過疎地域自立促進計画

目 標 指 標

指 標 名	基 準 値 (平成27年度)	目 標 値	
		平成31年度	平成39年度
移住施策を活用した移住者数(年間)	189人 (平成28年度)	200人	200人
「日田市」の認知度 *1	403 位	200位	200位

***1 「日田市」の認知度**
全国の自治体のうち、対象となる自治体をどの程度知っているかについてインターネット調査をもとに順位化したもの。

きずなを強める ～人の力が活かされる ひた～

市民協働

1 - (2)

(2) 市民サービスの充実・向上

- ① 誰もが利用しやすい行政サービスの推進
- ② 行政事務の効率化



現 状 と 課 題

- ・市民にとって利用しやすい窓口サービスを提供するため、利便性の向上と窓口体制の整備が必要です。
- ・マイナンバー制度^{*1}の開始に伴って、様々な分野で情報の連携が進むことで、市民の利便性の向上や事務の効率化が期待されます。日田市においても制度を活用して市民サービスの充実と向上に取り組む必要があります。
- ・市民のライフスタイルの多様化に対応するため、電子申請^{*2}や電子申告^{*3}などのICT^{*4}を活用したサービスの提供を進めています。これらのいつでもどこでも利用できるサービスの普及と拡大をより一層強化する必要があります。
- ・市役所には様々な情報システムが導入されています。市民に行政サービスを提供するためには、これらのシステムを適切に管理する必要があります。また、情報の管理においては情報セキュリティの確保が不可欠です。

基 本 方 針

- ・市民の視点に立った行政サービスを提供できるよう、利便性を向上させるための窓口体制の整備に努めます。
- ・マイナンバーカード^{*5}や電子申請等を活用したサービスを拡充し、市民の利便性の向上と行政手続の効率化を図ります。
- ・質の高い行政サービスを提供するため、新たな情報通信技術を活用したシステムを導入し事務の効率化に努めます。
- ・市民の個人情報など市が管理する情報の安全を確保するため、情報セキュリティの強化に取り組めます。

*1 マイナンバー制度

国民一人ひとりが12桁の番号を持つことで、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を図ろうとする制度。

*2 電子申請

自宅や会社からインターネットを利用して行政への申請などを行うことができる手続。

*3 電子申告

自宅や会社からインターネットを利用して税金の申告を行うことができる手続。

*4 ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術の総称。

*5 マイナンバーカード

個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカード。

主要施策と主な取組

① 誰もが利用しやすい行政サービスの推進

- ・庁舎内の窓口連携を深め、市民にとって分かりやすく利用しやすい窓口サービスの提供
- ・マイナンバーカードや電子申請等の活用による行政手続の簡素化
- ・コンビニエンスストア等における住民票や税証明書等の交付

② 行政事務の効率化

- ・Wi-Fi *₆ 等の情報通信技術と情報システムの活用による事務の効率化
- ・情報の適切な管理による情報セキュリティの強化

関連する主な計画

- ・日田市情報化基本計画

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
コンビニ交付の活用による証明書の発行割合	—	10%	—



*₆ Wi-Fi(ワイファイ)

パソコンやスマートフォンなどの機器を無線で情報通信ネットワークに接続する技術。

きずなを強める ～人の力が活かされる ひと～

市民協働

1 - (3)

(3) 政策を実行・実現する行財政運営

- ① 持続可能な財政運営
- ② 公共施設の適正な管理
- ③ 行政の改革

現 状 と 課 題

- ・人口の減少や少子高齢化の進行により、市税や地方交付税といった収入の増加は望めない一方、社会保障関連費用や公共施設・インフラなどの老朽化対策費用の増大が避けられない状況にあります。さらには、市町村合併による普通交付税の優遇措置^{*1}が段階的に縮減されていることから、減少する歳入を見据えた計画的な財政運営を進める必要があります。
- ・厳しい財政状況が続く中、自主財源^{*2}の確保に直結する市税の適正課税や徴収率を向上するための取組が重要です。また、ふるさと納税の推進や市有財産の有効活用などによる財源の確保が求められています。
- ・限られた財源と人員で多様化する市民ニーズに対応し、より質の高い行政サービスを提供していくため、選択と集中による事業の重点化や公共施設の適正な配置を進めるなど、効率的で効果的な行政運営を進める必要があります。

基 本 方 針

- ・行政の資産と負債の状況を明らかにするため、統一的な基準による新たな地方公会計の整備を行い、財政状況の「見える化」を推進するとともに限られた財源を「賢く使う」取組を進めます。
- ・公営企業^{*3}の経営基盤の強化と財政マネジメント^{*4}の向上のため、公共下水道事業等における地方公営企業法の適用を進めます。
- ・公平かつ適正な課税と確実な徴収に取り組むとともに、納税環境の整備に努め徴収率^{*5}の向上を図ります。
- ・公共施設の適正な配置を進め、将来にわたって必要な施設を維持しつつ財政負担の軽減に努めます。
- ・行政の取組に対する評価を踏まえた事務事業の見直しを徹底し、効果的で効率的な行政運営を行います。
- ・ふるさと納税^{*6}の推進や市有財産の有効活用などによる財源の確保に努めます。

***1 市町村合併による普通交付税の優遇措置**

普通交付税の算定額が、合併後10年間は合併前の旧市町村が存続した場合に算定される額の合算額を下回らないようにする優遇措置。その後5年間で優遇措置が段階的に縮減される。

***2 自主財源**

市税、使用料、手数料、繰入金など、地方公共団体が自らの権限で収入できる財源。

***3 公営企業**

水道事業や下水道事業など、地域住民の生活に不可欠なサービスを提供する組織。

***4 財政マネジメント**

決算や資産・負債等の状況を検証し、予算編成や事務事業の執行を、効率的・効果的に行うこと。

***5 徴収率**

税金の調定額(納めなければならない額)に対する納付金(納めた額)の割合。

***6 ふるさと納税**

ふるさとや応援したい自治体を指定して寄附する制度。寄附額に応じて住民税や所得税が控除される。

主要施策と主な取組

① 持続可能な財政運営

- ・新たな地方公会計の整備と公共下水道事業等の地方公営企業法の適用による健全な財政運営の推進
- ・予算編成の基礎資料となる財政推計の策定と適宜見直し
- ・公平かつ適正な課税と確実な徴収、納税環境の整備
- ・財源の確保と地域の活性化を目的としたふるさと納税制度の推進
- ・遊休市有地の売却を含めた有効活用

② 公共施設の適正な管理

- ・公共施設等総合管理計画^{*7}の推進と進捗管理の徹底

③ 行政の改革

- ・事業評価の実施による現状の把握と見直しの徹底
- ・効率的な行政運営のための指針となる行政改革大綱^{*8}の見直しと推進

関連する主な計画

- ・日田市公共施設等総合管理計画
- ・日田市行政改革大綱
- ・日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
実質公債費比率 ^{*9}	6.2%	6.6%	10.0%以下
将来負担比率 ^{*10}	なし	なし	10.0%以下

^{*7} 公共施設等総合管理計画

将来にわたって必要な公共施設等を維持していくことを目的とし、施設の適正な配置を行うための基本的な方針などを定めた計画。

^{*8} 行政改革大綱

限られた経営資源を最も効率よく活用し、行政に要する経費を削減しながら、行政サービスなどの向上を実現するための計画。

^{*9} 実質公債費比率

地方公共団体の収入に対する実質的な借入金返済額の比率で、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

^{*10} 将来負担比率

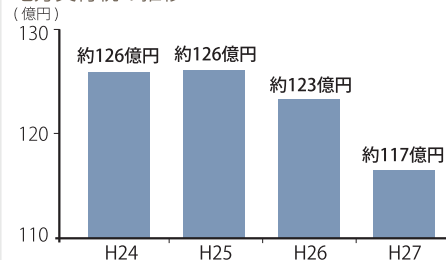
地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

実質公債費比率と将来負担比率の推移

	H24	H25	H26	H27
実質公債費比率(%)	7.6%	7.6%	7.2%	6.2%
将来負担比率(%)	11.2%	7.3%	0.4%	なし

※地方公共団体の財政の健全化に関する法律における早期健全化基準は、実質公債費比率 25%、将来負担比率 350%と定められています。

地方交付税の推移



扶助費の推移

